

2026年度事業計画

(2026年4月1日～2027年3月31日)

2025年度の概況

2025年度の助成事業については、音楽分野、伝統文化分野ともに計画どおりに行なうことができた。

音楽分野においては、対面で実技・面接による海外音楽研修生の選考を行ない、第1回理事会（5月23日開催）で助成対象者6名を決定した。その後、7月11日に来賓として文化庁参事官（芸術文化担当）付芸術文化支援室長等をお招きし、助成金目録贈呈式を日本工業倶楽部で開催した。また、帰国後の海外音楽研修生に演奏機会を提供する取組みとして、明治安田ホール丸の内での演奏会を合計2回開催した。

伝統文化分野においては、2024年度第3回理事会（3月6日開催）にて57団体を助成対象に決定した。その後、出捐元である明治安田生命保険相互会社の最寄りの支社に「助成金目録贈呈式」の開催を依頼し、57団体について5月から10月にかけて地元の市町村庁舎等でそれぞれ実施した。

収支状況については、金利上昇トレンドの中で保有債券の入替えを行なった結果、基本財産運用益は予算を80万円上回る4,740万円を確保できる見込みである。また、経常費用は、海外音楽研修助成の一部戻入およびシステム改訂費用の次年度繰越し等により予算対比で950万円の下振れとなり、経常収支としては約1,000万円の黒字となる見込みである。

2026年度の事業運営

(1) 2026年度の取組方針

助成事業に関しては、2026年度の文化庁予算（案）を調査・研究しながら、民間公益活動の活性化に寄与すべく助成事業を展開する。

公益事業を取り巻く環境は、2025年4月の公益法人制度改革により、中期的収支均衡（5年間で収支均衡を判定）等の財務規律の柔軟化が図られている。また、財団運営の自律的ガバナンスの充実が求められており、公平かつ透明性の高い取組みを継続推進する。

2026年度の収支予算（案）については、2025年度に実施した基本財産の銘柄入替えにより基本財産運用益は増加する見込みである。加えて出捐元からの寄付金増額もあり、経常収益は前年度予算対比で1,290万円増加する見込みである。

このような状況下、2026年度の事業運営については、経常収益の増加見込みを前提に、2025年度の公益目的事業会計の経常黒字を解消すべく助成事業を拡大する。

(2) 具体的な助成事業の取組み

ア. 音楽分野における助成事業の拡大

音楽分野では、海外音楽研修に対する助成金額について、一人当たり480万円(年額240万円×2年間)は前年度と同額とするが、助成者を原則5名から6名に増員し、総額2,880万円に増額することとする。

<音楽分野：海外音楽研修に対する助成金の増額>

年度	一人当たり助成金(年額)	人数	年数	助成金(合計)
2025年度	240万円	5人	2年間	2,400万円
2026年度	240万円	6人	2年間	2,880万円

注1. 2025年度は1年間助成者を2名選考し合計6名への助成を決定

注2. 2026年度の事業費予算は演奏会出演料120万円(40万円×3回)を別途上乘せ

イ. 伝統文化分野における助成事業の拡大

過去助成先に対する継続的な支援を目的に助成金を総額2,800万円(対前年度+500万円)に増額し、伝統文化分野の継承および後継者育成支援をいっそう推進する。

<伝統文化分野に係る助成金の増額>

年度	区分	件数	助成金額
2025年度	民俗芸能	52件	2,135万円
	民俗技術	5件	165万円
	合計	57件	2,300万円
2026年度	民俗芸能	53件	2,680万円
	民俗技術	3件	120万円
	合計	56件	2,800万円

(3) 金利上昇リスクへの対応強化

金利上昇の場合には保有債券の評価損が発生するため、金利動向等のモニタリング力・情報収集力を高めるなど、金利上昇に対する対応力を強化する。

(4) 公益法人制度改革への対応

新たな会計基準の適用(3年間の猶予期間あり)は、2026年度での移行を計画していたが、社外提供の汎用的な会計システムの改訂遅延等により、2026年度は移行準備期間として2027年度からの本番展開とする。

I. 事業分野別基本計画

1. 音楽分野への助成

若手音楽家の人材育成に対する助成として、次の助成事業を実施する。

- (1) 海外における音楽研修に対する留学費助成
- (2) 国内音楽学生に対する奨学金助成
- (3) 日本音楽コンクールに対する助成
- (4) 若手音楽家に対する演奏機会の提供

2. 地域の伝統文化分野への助成

地域の伝統文化保存維持および後継者育成に対する助成として、地域の民俗芸能（民俗行事、民俗音楽を含む）および地域の民俗技術（伝統的製作技術、衣食住に関わる生活技術、伝統工芸を含む）の継承、特に後継者育成についての助成事業を実施する。

3. 機関誌の発行

音楽分野および地域の伝統文化分野において、機関誌の発行を通じて芸術文化の振興を図るとともに、既助成先に対する定例的な情報提供とフォローを実施する。

II. 具体的な計画事項

1. 若手音楽家の人材育成に対する助成

(1) 海外音楽研修に対する助成

声楽もしくは器楽を専攻する若手音楽家が、海外の音楽教育機関等に留学し、技術を練磨するとともに、その実体験を通じてさらに音楽家として成長することを期待して、新規6名程度に対し1人あたり2年間年額240万円の海外研修費用助成を行なう。

(2) 国内音楽学生に対する奨学助成

国内音楽学生が良い勉学環境を得られるよう、13音大から各1名（原則3年次生以上）に対し年間30万円の奨学助成（最長2年間）を行なう。

(3) 「日本音楽コンクール」に対する助成

若手音楽家育成の一環として、「日本音楽コンクール」作曲部門最優秀者に対する「明治安田賞」50万円を日本音楽コンクール事務局に寄託する。

(4) 若手音楽家に対する演奏機会の提供

過去に海外音楽研修生であった若手音楽家を対象として、明治安田ホール丸の内等を活用した演奏会を行なう。（年間3回開催予定）

2. 地域の伝統文化の保存維持、後継者育成に対する助成

助成金額については、地域の民俗芸能、地域の民俗技術をあわせて、前年から500万円増額となる2,800万円とする。

(1) 地域の民俗芸能（民俗行事、民俗音楽を含む）に対する助成

地域の民俗芸能の継承、特に後継者育成のための技能修得や継承活動に要する諸費用の助成（道具整備費・研修費・記録保存費等）を70万円限度で行なう。

(2) 地域の民俗技術（伝統的製作技術、衣食住に関わる生活技術、伝統工芸を含む）に対する助成

地域の民俗技術の継承、特に後継者育成のための技能修得や継承活動（技術の公開を含む）に要する諸費用の助成（道具整備費・研修費・記録保存費等）を40万円限度で行なう。

3. 機関誌の発行

芸術文化の振興を図るとともに、助成対象先のフォローと同時に財団のPRも兼ねた財団機関誌2誌を継続して発行し、関係先に配布する。

- ・音楽分野 : 『いい人・いい音』～2027年 1月発行
- ・地域の伝統文化分野 : 『地域の伝統文化』～2026年10月発行

4. 助成対象の公募・選考と助成の実行

(1) 海外音楽研修に対する助成

ア. 公募の時期

2026年度の助成対象候補者を2026年1月5日(月)～3月31日(火)までの期間、公募を行なう。

イ. 助成対象者の選考

音楽分野選考委員会において、2026年4月17日(金)に申込書類審査および映像資料聴取による第1次選考を浜離宮朝日ホールで行なう。引き続き5月21日(金)に実技審査と面接による第2次選考を白寿ホールで実施する。

ウ. 助成対象者の決定

2026年5月開催予定の理事会において、音楽分野選考委員会の選考結果を審議し、2026年度の助成対象者を決定する。

エ. 助成の実行（助成金目録の贈呈）

決定された助成対象者を発表後、7月10日(金)に助成金目録贈呈式を日本工業倶楽部で開催する。

オ. 2027年度の公募

2026年度下期開催予定の音楽分野選考委員会において、2027年度の公募方針を検討し、実施スケジュールに則した公募を行なう。

(2) 国内音楽学生に対する奨学助成

ア. 推薦時期

2026年度の新規推薦者を2026年5月8日（金）までに各大学より推薦を募る。

イ. 候補者の決定

2026年5月20日（水）開催の音楽分野選考委員会において審議する。

ウ. 対象者の決定

2026年5月開催予定の理事会において、音楽分野選考委員会の選考結果を審議し、対象者を決定する。

エ. 2027年度の推薦依頼

2026年度下期開催予定の音楽分野選考委員会において実施スケジュール等を検討し、これに基づき対象の13音楽大学に推薦依頼を行なう。

(3) 「日本音楽コンクール」作曲部門に対する助成

従来どおり「明治安田賞」を日本音楽コンクール事務局に寄託する。

(4) 地域の伝統文化分野に対する助成

ア. 公募の時期

2026年度下期開催予定の伝統文化分野選考委員会において、2027年度の公募方針を検討し、実施スケジュールに即した公募を行なう。

イ. 助成対象先の選考

2026年2月18日開催の伝統文化分野選考委員会において助成対象先の選考を実施済である。

ウ. 助成対象先の決定

2026年3月4日開催の理事会において、伝統文化分野選考委員会の選考結果を審議し、2026年度の助成対象先を決定する。

エ. 助成の実行（助成金目録の贈呈）

決定された助成対象先を発表後、助成対象先の市町村庁舎もしくは明治安田生命保険相互会社の各地の支社において、「助成金目録贈呈式」を実施する。